

住宅の省エネ改修に伴う固定資産税の減額措置について

1. 要件

令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に、省エネ改修工事を行い、以下の要件を満たす住宅には、以下の固定資産税について減額措置が受けられます。

- (1) 平成26年4月1日以前に建築された住宅で床面積が50㎡以上280㎡以下であること。
- (2) 賃貸住宅でないもの。
- (3) 次の工事で、補助金等を除く自己負担が60万円超(※1)のものであること。

ア. 窓の改修工事(※2)

イ. 床の断熱改修工事

ウ. 天井の断熱改修工事

エ. 壁の断熱改修工事

※1 以下の(ア)又は(イ)のいずれかの工事費の要件を満たしていること。

(ア)断熱改修に係る工事費が60万円超である。

(イ)断熱改修に係る工事費が50万円超であって、太陽光発電装置、高効率空調機、高効率給湯器若しくは太陽光熱利用システムの設置に係る工事費と合わせて60万円超である。

※2 アの工事は必ず行っていること。また、改修部位がいずれも現行の省エネ基準を満たし、外気などと接している部位の工事であること。

2. 減額期間

改修工事が完了した年の翌年度分

3. 適用範囲

減額の適用となるのは1戸当たり120平方メートル相当分までとします。

床面積	減額率
1戸当たりの床面積が120平方メートル <u>以下</u> のもの	固定資産税額の3分の1
1戸当たりの床面積が120平方メートルを <u>超える</u> もの	120平方メートル分の固定資産税額の3分の1

※都市計画税の減額はありません。

4. 申告方法 ※ 申請書の記載例が裏面にありますのでご覧下さい。

改修工事後3か月以内に、現行の省エネ基準に適合した工事であることにつき、建築士、指定確認検査機関または、登録住宅性能評価機関が発行した証明書(増改築等工事証明書等)及び、省エネ改修工事に要した費用を証する書類等を添付し、該当物件の所在する区を管轄する各市税事務所(中央区、若葉区、緑区については東部、花見川区、稲毛区、美浜区については西部)資産税課家屋班へ申告してください。

記載例

〇〇年〇〇月〇〇日

※提出日をご記入下さい。

住宅の省エネ改修に伴う固定資産税の減額申告書

(あて先) 千葉市長 ※納税義務者の住所・氏名・電話番号・個人番号(任意)をご記入下さい。



住 所 千葉市〇〇区〇〇町〇〇〇番地

納税義務者 氏 名 千葉 太郎

電 話 〇〇〇 (〇〇〇) 1 2 3 4

個人番号(任意) 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

※太線内をご記入下さい。

減 額 を 受 け よ う と す る 家 屋	
家 屋 の 所 在 地	千葉市〇〇区〇〇〇町〇丁目 1 2 3 4 番地
家 屋 番 号	〇〇番〇
種 類	居宅
構 造	木造
床 面 積	1 2 3.4 5 m ²
建 築 年 月 日	〇〇年 〇〇月 〇〇日
登 記 年 月 日	〇〇年 〇〇月 〇〇日
改 修 工 事 の 種 類	☒ 窓の改修工事 ☐ 床の断熱改修工事 ☐ 天井の断熱改修工事 ☐ 壁の断熱改修工事
改修が完了した年月日	〇〇年 〇〇月 〇〇日
改 修 に 要 し た 費 用	5 6 7, 8 0 0 円
備 考	

※ 申告書を提出する日が、当該改修完了年月日から3か月を経過している場合は、申告書を提出できなかった理由を備考欄に記載してください。

【添付書類】

- ① 所有者の住民票の写し(※納税義務者の個人番号を記載した場合は、添付不要)
- ② 省エネ改修が行われたことの証明(地方税法施行規則附則第7条第10項第2号の規定に基づく証明書)
- ③ 省エネ改修に要した費用を証する書類(工事費用を支払った領収書等の写し)
- ④ 補助金等の交付決定を受けたことを確認できる書類等の写し
- ⑤ 省エネ改修に係る契約書の写し(令和4年3月31日以前に契約し工事費が50万円超の場合、又は、平成25年3月31日以前に契約し工事費が30万円以上50万円以下の場合のみ)

※詳細は裏面をご覧ください。

住宅の省エネ改修に伴う固定資産税の減額申告書

(あて先) 千葉市長



住所
納税義務者 氏 名
電 話
個人番号(任意)

減 額 を 受 け よ う と す る 家 屋	
家 屋 の 所 在 地	千葉市 区
家 屋 番 号	番
種 類	
構 造	
床 面 積	m ²
建 築 年 月 日	年 月 日
登 記 年 月 日	年 月 日
改 修 工 事 の 種 類	☐ 窓の改修工事 ☐ 床の断熱改修工事 ☐ 天井の断熱改修工事 ☐ 壁の断熱改修工事
改修が完了した年月日	年 月 日
改 修 に 要 し た 費 用	円
備 考	

※ 申告書を提出する日が、当該改修完了年月日から3か月を経過している場合は、申告書を提出できなかった理由を備考欄に記載してください。

【添付書類】

- ① 所有者の住民票の写し(※納税義務者の個人番号を記載した場合は、添付不要)
- ② 省エネ改修が行われたことの証明(地方税法施行令附則第12条第36項の規定に基づく証明書)
- ③ 省エネ改修に要した費用を証する書類(工事費用を支払った領収書等の写し)
- ④ 補助金等の交付決定を受けたことを確認できる書類等の写し
- ⑤ 省エネ改修に係る契約書の写し(令和4年3月31日以前に契約し工事費が50万円超の場合、又は、平成25年3月31日以前に契約し工事費が30万円以上50万円以下の場合のみ)